



## 「真の盗賊」と加島屋久右衛門

神戸大学 経済経営研究所

准教授 高槻 泰郎

池波正太郎の人気小説『鬼平犯科帳』には、数々の盗賊が登場する。このなかに、「鬼の平蔵」こと長谷川平蔵も一目を置く「真の盗賊」というものが出てくる。池波によれば、以下の3つを金科玉条として守る盗賊のことらしい。

- 一、盗まれて難儀するものへは、手を出さぬこと。
- 一、つとめするとき、人を殺傷せぬこと。
- 一、女を手ごめにせぬこと。

池波正太郎『鬼平犯科帳（一）』文春文庫、「浅草・御厩河岸」より

被害者にとってはたまったものではないが、この金科玉条を大切に守り、富裕な商家に「微風のように」忍び込んで、また「微風のように」出て行く「真の盗賊」たちが、『鬼平犯科帳』シリーズの衰えない人気を支えていることは間違いない。

寡聞にして筆者は「盗賊の金科玉条」なるものを江戸時代の史料で確認したことはないが、金持ちの家に忍び込んだ盗賊に対して、同情的な目を向ける雰囲気は確かにあったようだ。ひとつ事例を挙げたい。

享和3年（1803）の春、大坂の富豪を狙った盗みが多発したという（以下、「至享文記」大阪市史編纂所編『大阪市史史料第二十四輯』大阪市史料調査会、1988年による）。手口としては、土蔵の屋根を切り抜いて忍び込み、衣類や道具類には目もくれずに金銀ばかりを盗むというものであった。被害者として、唯一具体的に名前が挙がっているのが、玉水町に居住した加島屋という商家で、「玉水町加島屋の土蔵きりぬぎ、金子四千三百両取り申し候」とある（上掲史料 69頁）。金4,300両を当時の相場で米の量に換算すると4,750石、米の重量にして700トンを超える。

ちなみに、この加島屋は、江戸時代・明治の大坂を代表する豪商・加島屋久右衛門（廣岡家、現・大同生命保険株式会社）で、神戸大学経済経営研究所にて、廣岡家の古文書、総計約2万点をお預かりしている。したがって、研究所としても放っておけない記事である。

さて、この盗賊、現場にうっかり自分の傘を置き忘れたことから足がついたようで、尼ヶ崎屋清兵衛という名で堂島で米商売をしていた相場師であることが分かった。近隣の人々からの評判はよく、貧しい人には施しをしたり、金銀を貸し与えたり、随分と人の世

話をする者であったようである。金も派手に使っていたようであるが、米相場師のことであるから不自然でもなく、商売の調子が良い時には人に金を貸すこともあったようであるから、近隣の人々は、まさか盗賊とは思わなかったとしている。

この清兵衛、最後は市中引き回しの上、打ち首となるが、この史料の書き手は、減刑があったと見ている。つまり、盗んだ金額からして、<sup>はりつけ</sup>磔や獄門（さらし首）となってもおかしくはないが、打ち首で済んだとの見方である。具体的には①単独犯であること、②騒動にもなっていないこと、③盗みに入られても難儀にならない富家の金銀のみを盗んだ者であること、による減刑ではないかと推測している。

この内、第三の点は、池波正太郎の言う「真の盗賊」三ヶ条の内、第一条に該当する。第二の点は解釈が難しいが、殺人や強姦などは行わず、金だけを盗みとったから騒動にはならなかった、と解釈するなら、第二条・第三条を満たしていると言えなくもない。あるいは、富裕層しか狙わなかったから、市中全体を動揺させることはなかったと解釈するならば、やはり金科玉条の第一条が満たされていたということになる。

いずれにせよ、「一、盗まれて難儀するものへは、手を出さぬこと。」という条件を守った盗賊は、世間からも同情の目を向けられたということは十分にうかがえる。ちなみに、この史料には、世間の人がこの盗賊を「正九郎」と呼んだという話も載っている。「正しいことをした」というニュアンスが含まれる呼称と見てよい。

以上は、あくまでも「<sup>ふうぶんがき</sup>風聞書」に基づく話であるから、加島屋が本当に盗難被害に遭ったどうかは、追加的な調査を試みなければ分からない（神戸大学経済経営研究所所蔵「廣岡家文書」からは、被害を裏づけることはできない）。また、盗難が事実だとしても、「打ち首で済んだ」のが、富裕層だけを狙った盗賊であることに対する情状酌量措置なのかも分からない。確かに分かることは、この史料の書き手および当時の世間が、上記盗賊に同情的な目を向けていたことである。

もう一つ確かに言えることは、仮に 4,300 両の盗難が事実であったとして、それは加島屋にとって致命的な被害額ではないことである。あいにく盗みに入られたとされる時点（1803 年）における加島屋の資産規模は把握できないが、約 20 年前の 1782 年における純資産額は約 38 万両であり（「天明二寅暮勘定目録」（大阪大学経済史・経営史研究室所蔵「大同生命文書」B3-1）、盗まれた 4,300 両は、約 1% に過ぎない。この 20 年間で加島屋の資産が成長していたことは疑いないので、被害額は 1% を下回っていたと考えてよい。4,300 両は絶対額として巨額であったとはいえ、豪商・加島屋は、少なくとも金科玉条にある「盗まれて難儀するもの」ではなかった。

もちろん、相手が富家であれば盗みが正当化されると言いたいわけでは断じてない。『鬼平犯科帳』シリーズを楽しまれる際には、上記のことを思い出して欲しいということである。